

3 安心できるまちをつくる

(1) 犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活するすべての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月13日に施行した。条例では、区や区民などが互いに協力して、防犯や防火などの生活の安全に配慮したまちを実現するために必要な事項を定めている。

●練馬区安全・安心協議会

区・区民・関係行政機関・関係団体などが一体となって、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」で位置づけられた区長の附属機関として設置された。協議会は、区長からの諮問に応じて、安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項や必要事項について審議し、答申することを目的としている。

●地域防犯防火連携組織

地域における防犯防火について「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、PTA・町会自治会・商店会などの住民団体や、学校・児童館・出張所などの区立施設などが連携して、自主的活動を展開できる体制を構築していく。

この連携体制の構築に向けて、「安全・安心地域懇談会」を各地域で開催し、地域の防犯防火にかかる情報や意見の交換をしながら、連携体制構築の働きかけを行うとともに、すでに構築された連携組織に対しては、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行う。平成21年度は、7組織に対し補助金を交付した。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、警察のパトロールカーと似た配色を施した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

このパトロールカーを使用して、区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、地域防犯防火活動実施団体などの住民団体が自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを無料で貸し出している。平成21年度は延べ463件の貸し出しを行った。

●地域防犯防火活動実施団体登録制度

区内で自主的に防犯防火活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、希望に基づき「地域防犯防火活動実施団体」として登録し、各種支援を行っている。平成22年3月31日現在で279団体が登録している。

<支援の内容>

○夜光ジャンパーや防犯ブザーなどパトロールに必要な用品を支給する。

○パトロール中に遭遇した事故により怪我をした場合などに備えて、区の費用負担でボランティア保険に加入する。

○パトロールを行う際に、委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーを無料で貸し出す。

●ねりま安全・安心パトロールネットワーク

業務で区内を広範囲にまわる業界団体などとパトロールにかかる協定を締結し、パトロールのプレートを配布するとともに、業務をしながらのパトロールなどをお願いしている。平成22年3月31日現在で8団体と協定を締結している。

●防犯設備整備費補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、道路などに防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。平成21年度8団体に対し補助金を交付した。なお、防犯カメラの場合には、住民のプライバシー保護に配慮するため、区が策定した「練馬区防犯カメラ設置指針」を遵守することが補助の条件となる。

●街頭消火器の設置

火災を発見した区民の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100メートル四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。平成22年3月31日現在で6,037本を配備している。

●空き地・空き家に対する指導など

周辺区民に危害を及ぼすおそれのある空き地や空き家などについて、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の規定に基づき、その所有者や居住者などに対し、必要に応じて指導などを行っている。

●ねりま安全・安心メール

区内で発生した犯罪などに関する情報や、防犯・防火・防災に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメールにより配信している。平成22年3月31日現在で約13,700件が登録されており、21年度は128件の情報の配信を行った。

●住宅防犯防火対策に対する支援

区民が個人住宅に対して行う防犯防火対策を支援するため、区内の専門業者と協定を締結し、区民に対し消火器・住宅用火災警報器・防犯用品などをあっせんする事業を行っている。また、防犯防火対策にかかる業者紹介を行っている。

●防犯ブザーなどの配付

登下校時などに遭遇する犯罪から子どもたちを守るため、区内在住在学の小中学生全員に、防犯ブザーを

配付している。

また防犯目的とともに、災害などがあった場合に周囲に危険を知らせることができるよう、一定の要件を満たすひとりぐらし高齢者などに対しても防犯ブザーを配付している。

●「街かど安全10万人の目警戒」運動

地域の方々に、花の水やり・ごみ出し・散歩・買い物などで外出した際に、併せて周囲を警戒してもらう運動を推進している。区内の3警察署および3防犯協会と協定を締結し、数多くの区民に周知するための啓発イベントを協同で実施している。平成21年度は「フラワーポット交付式」「危機管理フェア」などのイベントを行った。

●消防団

消防団は、火災や震災現場で消防署と連携しながら、消火・人命救助・応急救護活動を行う地域住民が主体となって組織された消防機関である。

区内の消防団は消防署管轄ごとに3団が組織されており、各団はさらに地域ごとに分かれた消防分団により構成されている。

平常時においても、区民に対して出火防止・初期消火・救助・救護活動の指導など地域防災防火のリーダーとして幅広い活動を行っており、区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について助成を行っている。

(2) 自然災害に対する態勢を強化する

●防災対策の基本

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進めて、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月15日に練馬区災害対策条例を制定し、同年4月1日に施行した。

この条例で定める理念や施策目標を実現するための計画として練馬区地域防災計画をあらためて位置づけた。

計画には、被害想定や過去の災害をもとに、地震・水災害などに対する災害予防・災害応急対策および災害復旧について、さまざまな防災対策を盛り込んでいる。

そして、各地で起きた災害から得られた教訓や、区が実施した訓練の結果なども適宜計画に反映させている。

7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、計画の全面的な見直しのきっかけとなり、すべての区立小・中学校を避難拠点と位置づけることになった。

その後も計画の見直しを行い、16年には東海地震事前対策を盛り込み、18年と19年には防災会議体制や災害対策本部体制の充実を図っている。

20年には、東京都地域防災計画の修正（19年5月）等を受けて、大幅な計画の見直しを行った。計画の前提となる地震の想定を「首都直下地震による東京の被害想定」（18年東京都公表）の内容に合わせるとともに、あらたに減災目標の設定、福祉避難所の考え方の導入を行ったほか、練馬区耐震改修促進計画や練馬区災害時医療救護体制構築に係る調査検討報告、災害時要援護者名簿登録制度などを位置づけたものである。

19年3月の能登半島地震では発生直後から現地へ赴き、災害対策本部やボランティアセンター等の設置・活動の調査を行った。また、19年7月に発生した新潟県中越沖地震でも柏崎市からの要請を受けて義援金の提供だけではなく、支援物資の搬送、避難所運営、危険度判定、健康管理、清掃事業を支援するために職員を派遣した。このような活動も区の災害活動の見直しに生かしている。

練馬区に関する地震被害想定（抜粋）

平成18年5月 東京都防災会議発表

被害の種類	東京湾北部地震(M6.9)	東京湾北部地震(M7.3)
建築物全壊棟数	270棟	1,582棟
建築物半壊棟数	5,338棟	14,026棟
ライフラインの被害		
上水道（断水率）	15.5%	28.4%
下水道（管きよ被害率）	17.1%	18.1%
都市ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%
電力（停電率）	6.0%	11.1%
電話（不通率）	5.8%	9.3%
出火件数	21件	33件
焼失面積	2.90km ²	4.98km ²
死者	33人	98人
負傷者	1,830人	4,320人
帰宅困難者	39,821人	39,821人
エレベーター閉じ込め台数	149台	199台
避難所生活者（1日後）	68,531人	97,847人
避難所生活者（1か月後）	35,632人	67,554人

（冬の夕方18時 風速6m）

●災害による被害を減らすための取組

地震の被害を最小限に抑えるためには、自助（自分の命は自分が守る）・共助（自分たちのまちは自分たちで守る）・公助（行政や防災機関の防災活動）のそれぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切だといわれる。

特に、阪神・淡路大震災（平成7年兵庫県南部地震）のように、同時に多くの個所で発生する家屋倒壊や火災に対しては、区民の災害対応力の一層の向上が不可欠である。

自助については、区民の防災意識の向上を図るため、地震災害に対する備えと災害発生時の行動をわかりやすく説明した「防災の手引」と、防災関係情報を網羅した「防災地図」を作成し、区内全世帯に配布している。

共助については、区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災機関と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

公助については、地域防災計画をより実効性があるものにするため、17・18年度の2か年にわたって災害対策各部マニュアルを作成した。この過程で職員の防災に対する意識を高めていくことができた。

また、18年度から、災害時要援護者対策や災害時医療体制の整備などにも取り組み、災害対策の充実を図った。

地震災害以外では、水災害対策も喫緊の課題である。都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生している。17年9月4日には集中豪雨により23年ぶりに石神井川が氾らんし、687件の浸水被害があった。

このため、河川の改修を引き続き行うとともに、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、河川の増水による浸水の被害が予想される地域の全戸に対し、毎年配布を行っている。

●区民防災組織

災害時には、区立小・中学校が避難拠点となり、避難者の対応や避難生活の支援を行うことになる。ここでは、地域の協力が不可欠なため、区民防災組織である「避難拠点運営連絡会」の結成を進め、平成9年度から準備会を開催し、14年6月に全校で発足した。

発足にあたっては設立総会が行われ、その後の活動としては、避難拠点会議や防災訓練などが行われている。

また、区では防災会と市民消防隊の育成を進めている。

防災会は、21年度末現在で284組織ある。また、避難

道路や避難拠点付近の延焼防止を主な目的とした市民消防隊が16隊活動している。

各防災会には防災資器材格納庫を整備し、軽可搬消火ポンプ（D級）、組立式リヤカー、救護車等の各種資器材を、また各市民消防隊には軽可搬消火ポンプ（C級）を、それぞれ配備している。

また、区民防災組織には訓練助成金として1組織当たり3万円を支給し、活動を支援している。

なお、区および消防署では、消火ポンプの操法習熟を図るため、区内を3地域に分けて「ポンプ操法大会」を開催している。21年度は、ベジふるセンター練馬、南町小学校および日本銀行石神井運動場を会場にして行い、防災会・市民消防隊など54団体が参加した。

●災害時要援護者対策

平成19年8月から始まった災害時要援護者名簿登録制度により、登録された名簿を防災会に提供するために、20年度に区内20地区において災害時要援護者名簿提供説明会を開催した。説明会では、名簿の取扱いについて説明を行うとともに、平常時から災害時要援護者を見守っていく仕組みを作っていくための防災行動マニュアル「まちの防災みまもり袋 作成の手引き」を配布した。

●防災リーダー育成講習会

「（仮称）ねりま防災カレッジの設立」に先行し、平成20年度からカレッジ設立目的の一つである防災組織のリーダーとなる人材を育成する講習会を開催した。

区民防災組織で活動する者を対象に、21年度は5回の講習を実施し49人が修了した。

●各種防災訓練・講演会

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署などの防災機関と協力して、防災訓練や防災啓発活動を行っている。

発生する確率が高いといわれる首都直下地震による大規模な被害に対応するため、発災直後の組織的な対応の確認や情報通信機能を検証するとともに、初動期における災害対策各部の役割を確認するため、平成22年1月17日に練馬区震災総合訓練を実施した。その中では、災害対策本部を設置し、防災機関等との審議訓練を行うとともに、（仮称）中村中央公園用地において現地対策本部訓練を実施した。訓練には、区民防災組織・防災機関・協定団体等からの参加者も含め、約600人が参加した。

また、区民防災組織が行う地域防災訓練や会議等は、21年度に780回行われた。区はこれらの訓練に対し、起震車の出動や資器材操作の訓練指導等を行った。参加者は、55,543人であった。

防災啓発活動としては、22年3月14日練馬文化センターで、一般区民および区民防災組織関係者を対象に、「地域防災の勘所～多様な視点をもって先例に学びましょ

う～」をテーマに防災講演会を実施し、418人が参加した。

さらに、水災害に対しては、区および防災関係機関による水防訓練を21年5月14日に都立城北中央公園で行い、町会・自治会や一般参加者など、719人が参加した。

●功労者、功労団体の表彰

昭和62年度から、地域の防災対策に貢献のあった個人および団体を表彰している。平成21年度は功労者91人・8団体を表彰した。

●「防災の手引」などの発行

防災に関する情報を掲載した「防災地図」を、「わたしの便利帳」に挟み込み、区民事務所等で転入者に配布している。

また、平成22年3月には、地震が起きた時にとるべき行動や、日ごろから備えておく内容を説明した「防災の手引（災害にそなえて）改訂版」を、発行した。（日本語版のみ）

●避難拠点の整備

大規模震災時には、広い範囲にわたり家屋の倒壊や火災が同時に発生し、多くの区民の生命や財産が重大な危機にさらされると予想される。

そこで、区は、区立小・中学校を「避難拠点」（＝避難所＋防災拠点）として位置づけ、区職員および学校職員を拠点要員として配置し、関係機関や避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と協力して救援救護活動を実施する体制を整えている。

<避難拠点の役割>

- 応急医療活動
- 応急給水、応急給食
- 食糧・生活必需品の配給
- 宿泊場所の提供
- 災害復旧・復興情報の提供
- 被災者相談所の開設
- 避難生活のための物資の備蓄
- 住民組織の活動拠点

なお、東京都では、災害時に火災が拡大するなど、より広域にわたり生命に危険がおよぶような事態に備え、都立公園などをあらかじめ避難場所として指定している。東京都指定避難場所は、区立小・中学校の避難拠点でも安全が確保できない場合の避難先として位置づけられている。

●防災まちづくりの推進

練馬区内には、ベッドタウンとして急激に市街化が進んだため、木造家屋が密集した災害に弱い地域がある。

また、都市の重要な機能をもつ道路も旧来の農道から発達した狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い、安全なまちとするためには、都市構造そのものを災害に強い構造にすることが必要である。

このため、区では区民の理解と協力を得て防災再開発促進地区の指定を行うとともに、土地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業などにより、道路の拡幅、公園などオープンスペースの確保などの事業を推進している。

一方、市街地火災の延焼防止と避難路の安全確保を目的として、笹目通り・環状8号線の一部の沿道（路端から概ね30m：平成13年8月から）を不燃化促進区域に指定し、区域内で耐火建築物を建築する際、建築費の一部を助成し、建築物の不燃化を促進する都市防災不燃化促進事業を実施している（22年度に事業終了）。

また、19年4月からは、これまであった建築物の所有者に対して耐震診断に要する経費の助成対象を拡充するとともに、耐震改修工事への助成も開始し、建築物の耐震化への取組を行っている。

●練馬区防災センター

区は、災害対策活動の中核を担う施設として平成5年度に区役所本庁舎7階に「練馬区防災センター」を開設した。

防災センターには、迅速な被害情報の収集と的確な災害対策活動を実施するために、情報処理系・映像系・通信系の様々なシステムを備えている。

16年度に再構築された防災情報システムは、庁内LANを利用し、避難拠点や情報拠点および災害対策各部で収集した情報を防災課サーバーに登録するものであり、更なる災害情報の共有化と情報連絡体制の効率化が図られた。

また、大型プロジェクターや本庁舎等の屋上に設置した高所カメラなどを活用して、区内の被害状況や収集した各種の情報を映像として確認することができる。さらに、東京都との連携によるテレビ会議を行うことも可能である。

●情報連絡態勢の整備

震災時には、有線通信の断絶が予想されるため、防災行政用無線による情報連絡態勢を整備している。

防災行政用無線は、防災センター通信系システムの一環であり、2種類の無線システムで構成されている。

「地域防災無線」は、災害時に、区とともに災害対策活動に当たる警察・消防、電気・ガス・水道などのライフライン機関、練馬区医師会などと無線による情報ネットワークを構築しているものである。避難拠点である区立小・中学校、区立施設、庁有車および防災機関等へは、相互連絡ができる無線機212台を配備している。

「固定系無線」は、災害に関する情報を区民に提供することを目的とした無線放送設備であり、平成21年

度末現在、無線放送塔191局、防災ラジオ900台を配置している。

また、17年度から、災害時優先電話の整備と衛星携帯電話の導入を図った。

●食糧等の備蓄、備蓄倉庫の整備

食糧については、被災想定人口の1日分を区が備蓄し、2日目以降については都が確保することとなっている。このため区では、幼児および高齢者にはアルファ米を、その他の人にはクラッカーを備蓄している。また、乳児については3日分の調整粉乳を備蓄している。

このほか、毛布などの生活必需品や、停電に備えた発電機等の資器材も備蓄している。

これらの救援救護物資や資器材を備蓄する備蓄倉庫を、区立全小・中学校の避難拠点に設置している。

また、倒壊した家屋からの救助に使用するエンジンカッター、油圧ポンプ等の救助用資器材を各土木出張所に備蓄している。

食糧等の主な備蓄		平成22年3月31日現在
品名		1拠点当たり備蓄数
ク	ラ	1,190食
調	整	20缶
ア	ル	600食
哺	乳	20本
炊	飯	11,000枚
配	水	600枚
ポ	リ	200個
組	立	2基
毛	布	1,200枚
紙	お	1,350枚
担	お	2台
組	立	3台
発	電	2台
投	光	2基
生	理	1,384枚
携	帯	600枚
	用	
	ト	
	イ	
	レ	

注：①この他に医療用品、生活必需品、資器材およびろ過器も備蓄している。

②各避難拠点以外に区備蓄倉庫でも各種の物資を備蓄している。

●飲料水の確保

生命の維持に最も重要な飲料水の確保は、震災時における最重要課題の一つである。

飲料水は、東京都の責任において措置し確保することとなっており、区内には光が丘公園内の練馬給水所(66,600m³)と、大泉公園・学田公園(各1,500m³)、はやいち公園・みんなの広場公園(各100m³)の応急給水槽とあわせて5施設があり、十分な量が確保されている。

しかしながら、震災時には道路等が寸断されることも予想され、各施設からの搬送が困難になることも想定される。

そのため、区では独自の飲料水確保対策として、民

間水道組合等の協力を得て、区内19か所の深井戸(地下100m以上の深さで、飲料用に適したもの)を防災井戸として指定している。これらの防災井戸には震災時の停電に備え、非常用発電機を設置している。

また、区立全小・中学校のプールおよび区立プールの水を飲料水として使用できるよう、非常用ろ過器を配備している。

●消火用水・生活水の確保

震災時には、断水により消火栓が使用不能になる可能性が高いため、区内1,457か所に防火水槽を整備している。

東京消防庁は、火災危険度等が高く消防水利が不足する地域に、防火水槽の増強配備を図るとともに、プール、受水槽などの水も消火用水として充てることとしている。

消火栓を除く区内の消防水利は、合計1,834か所である。

また、区内の各家庭が所有する浅井戸(掘り井戸で、地下7mぐらいのところまで水がたまっているもの)の所有者と協定を結び、ミニ防災井戸に指定している。この井戸に手動ポンプを取り付け、初期消火用水および災害時の生活用水として活用することとしている。平成21年度末現在、514か所を指定している。

なお、この手動ポンプには、区民防災組織に貸与している軽可搬消火ポンプ(D級)を接続することができる。

消 防 水 利		平成22年3月31日現在
種 別	個 所 数	
消 火 栓	7,151	
防 火 水 槽	1,457	
貯 水 池	1	
受 水 槽	135	
プ ー ル	142	
河 川	92	
池	7	

●各種団体との協定

被災者への支援は、区や防災関係機関だけでは、必ずしも十分な対応ができない。

そこで、主に区内の業界団体や法人等と、災害時の被災者支援のための協定を締結している。締結団体等は毎年増加し、支援の種類も多岐にわたるものとなっている。

災害時に、これらの団体等との協働の力で被災者支援が可能となるように、協議や訓練に取り組んでいる。

区と民間団体との協力協定としては、飲料水・食糧・医薬品等の物資の優先供給、人命救助や救急医療、障害物除去、動物の救護および災害時の情報提供等の労務需給に関する協定等を締結し、状況に応じた円滑

な応急対策活動が可能となるよう態勢を整えている。
(協定団体は次ページの表参照)

また、長野県上田市、長野県喬木村および福島県塙町との協定や、23区間での特別区相互協力・自治体間支援協力協定を締結している。

<ul style="list-style-type: none"> ・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部 ・旭建材（株） ・アサヒバレッジサービス（株） ・（株）伊藤園 ・（株）イナダ電工 ・（有）上岡設備 ・（株）エムビーディー ・（有）太田工業 ・（株）オートレッカー・イケダ ・（株）オザキフラワーパーク ・勝鹿建設（株） ・加藤工業（株） ・かぶらぎ建設（株） ・木村産業車両（株） ・（有）弘栄運輸 ・五味（株） ・サミット（株） ・サンキュー会 ・三球電気（株） ・サントリーフーズ（株） ・（株）シマ建設 ・医療法人社団 慈雲堂内科病院 ・ジェイコム東京 ・（有）須山興業 ・石泉麺業組合 ・芹澤建材（株） ・（株）セレスポ ・全東京葬祭業連合会 ・（社）全日本冠婚葬祭互助協会 ・（株）秦秀 ・（株）ダイエー ・（有）大栄観光バス ・立花建設（株） ・JA東京あおば農協協同組合 ・東京コカ・コーラボトリング（株） ・東京電力(株) 荻窪支社 ・東京都公衆浴場業環境衛生同業組合 ・（社）東京都自動車整備振興会 ・東京都石油業協同組合練馬支部 ・東京都電気工事工業組合練馬地区本部 ・（社）東京都トラック協会練馬支部 ・東京都米穀小売商組合練馬支部 ・東京都麺類協同組合石神井支部 ・東京都麺類協同組合練馬支部 ・東京都理容生活衛生同業組合 ・ネオス（株） ・中の宮観光（株） ・並木石材（株） ・（社）日本アマチュア無線連盟 ・日本ボーイスカウト東京都連盟練馬地区 ・NPO法人日本救助犬協会 ・NPO法人日本救助犬協会 練馬支部 ・練馬環境造園協会 ・（社）練馬区医師会 ・練馬区建設業協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）練馬区歯科医師会 ・練馬区獣医師会 ・練馬区柔道接骨師会 ・練馬区設備防災協力会 ・練馬区土木防災協会 ・練馬区ビルダークラブ ・（社）練馬区薬剤師会 ・練馬区役所アマチュア無線同好会 ・練馬交通安全施設クラブ ・練馬蕎麦商組合 ・練馬建物解体業協会 ・練馬漬物親睦会 ・練馬電設工業会 ・練馬土木クラブ ・練馬麺業組合 ・練馬業協同組合 ・野口管工（株） ・（株）林総合建設 ・（株）日立コーポレーション ・藤岡建設（株） ・フジ興業（株） ・藤澤建設（株） ・（株）フレッツ ・（株）ポパイ ・（有）豊英電工 ・豊華園造園（株） ・ホテル カデンツァ光が丘 ・（株）前田電設 ・（株）増島組 ・（有）増島建材工業 ・（株）松屋フーズ ・宮部倉庫（株） ・森久保薬品（株） ・森屋興業（株） ・（有）弥栄運輸 ・（株）ヤマジョウ ・（株）山本プラスター ・（株）ユウシステム ・（株）ライフコーポレーション ・（株）レスキューナウ ・（株）ワールド・アメニティー ・都立井草高等学校 ・都立大泉高等学校 ・都立石神井高等学校 ・都立大泉北高等学校 ・都立田柄高等学校 ・都立第四商業高等学校 ・都立大泉桜高等学校 ・都立石神井特別支援学校 ・都立大泉特別支援学校 ・練馬郵便局 ・石神井郵便局 ・大泉郵便局 ・光が丘郵便局
---	---